

参議院建設委員会會議録第十八号

昭和三十三年三月三十一日(火曜日)

午前十一時四十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君
武内 五郎君

委員

岩沢 忠恭君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
高橋進太郎君
瀬谷 英行君
田中 一君
中尾 辰義君
田上 松衛君

國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

政府委員

大蔵政務次官 齋藤 邦吉君
建設政務次官 鴨田 宗一君
建設大臣官房長 平井 學君
建設省道路局長 尾之内 由紀夫君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
自治大臣官房参事官 山本 弘君

事務局側

常任委員 中島 博君
会専門員

説明員

大蔵省主計局主計官 青鹿 明司君

大蔵省主税局 川村博太郎君
税制第二課長

本日の會議に付した案件

○道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北村暢君) ただいまより建設委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせの結果を御報告いたします。

本日は、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案及び公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件の質疑、討論、採決を行なう予定であります。

○委員長(北村暢君) それでは本日の議事に入ります。

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○田中一君 大蔵政務次官にお伺いいたしますが、ガソリン税の増徴等、最近家庭燃料並びに乗用車等にも相当多くのプロパンガスの使用が増大しております。昨日の本委員会でも、建設大臣並びに大蔵当局では、これに対する何らかの——いわゆる公平の原則から見れば、閣議でも発言があったと聞いております。

ます。家庭燃料には、ある地方では八〇程度の条例による徴税をしておるところもあると聞いておりますけれども、これに対する大蔵省の態度というもの、いつごろ、どのように、どういう方法で、どの使用者に対する消費税的な課税を行なうか、その点を明らかにしていただきたいと思うのです。

○政府委員(齋藤邦吉君) 家庭燃料のプロパンガスの問題につきましては、税制上の問題また公平、いろいろな点を勘案いたしまして、目下検討中でございます。いつという結論を出す時期については明確に申し上げかねますけれども、慎重に検討いたしまして、できるだけすみやかに結論を出したい、かように考えておる次第でございます。

○田中一君 これは大蔵省に聞いてもどうもしょうがないかもしれぬけれども、プロパンガスというものは、安全性はどうなんだろう。これは運輸省に聞かなきゃわからないのかな、それではそれは別にしよう。

いままでの傾向としての、きのうの答弁では、ごく少数だと、こう言っておりますけれども、東京などの大手のタクシーなどは大部分取り付けをしておりまして、したがって、今回のガソリン税の増徴によって、それが促進されるという傾向にあるわけなんです、一体そうした需要がどの程度に伸びたならば、課税対象として持つていこうかという考え方が、むしろこれには徴税方式等でもってなかなか困難な点があると思う。ガソリン税は庫出し税に

なっておりますけれども、どういう方法でいくか。少数だから、消費量が少ないから、徴税が困難だから税金を取らないというところは、公平の原則からはずれると思うのです。その点は、そのようなケースがございいますか。これは少ないから、いわゆる目こぼしにした、また、徴税が困難だということ、どの程度の困難ならば、税を免れるのですか。

○政府委員(齋藤邦吉君) プロパンガスにつきましては、家庭燃料そのほか、タクシーにも使用されるという現状であるわけでございしますが、おそろしく徴税するということになれば、徴税方式をどういうふうにするか、手続的にも非常にむずかしい問題がたくさんあると思うのでございます。また、実際タクシーにおいてどの程度今後消費されていくであろうか、そういうふうな将来の見通し等もあわせ検討いたしまして、そういう問題を含めて、できるだけすみやかに結論を出すようにしたいと、こういうふうに考えているわけでございまして、いま具体的に、どういう方式でどの程度になれば徴税するかというようなことを申し上げる段階ではございませんが、将来の推移等を検討いたしまして、十分適切な結論を出すようにいたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 それから、昨日建設大臣が、とりあえず本年度の計画は——本年度といいますが、ただいま提案されている新道路整備五カ年計画は四兆一

千億ということに妥協した。しかし、明年あるいは明後年にこれを再び、三たびか四たび新しい五カ年計画を立てて、そうして税収の見直しなどをきめながら新しい五カ年計画を立てると、こういうことを大蔵省は了承したと、こういう発言をしておりますけれども、それは池田内閣並びに田中大蔵大臣がいつまで続くものかしりませんが、これは大蔵省としての省議なりあるいは閣議なりで決定したものであります。建設大臣との話し合いで決めたものであるか、その点は、あなた方事務局としては、それに対する承知のしかたはどんな程度です。これは政務次官に伺うよりも……。

○説明員(青鹿明司君) 予算の編成の最終段階で、投資規模をどうするかということが大臣折衝にのぼったわけでございしますが、その際に建設大臣から将来財政事情が許せばこれを改定したいという御発言のあったことは事実でございます。ただ私どもとしては、これは、新道路五カ年計画のスタート現段階におきまして——将来いろいろな事情でもってあるいはこれを改定するということはあるいは得るかもしれませんが、けれども、現段階では、ともかく四兆一千億を誤まりなく達成するというところに主点を置いて考えておりますので、ただいま私どもから、改定するとかしないということはちょっと申し上げかねる次第でございます。

期計画というものは、ことに財源をガソリン税に依存しているという現状から見れば、当然先行きのほうが確固たる見通しがつかないものだと思う。本年度の六千億程度のものではこれは四兆一千億という金が泣くわけですね。ここには四百五十億程度の一般財源をつけておきますけれども、将来ともに一般財源のつけ方はひとつが一番多いと思うんです。そこで、将来一般財源のつけ方というものを——建設大臣はそれに依存するということを言わないで、このガソリン税一本やりで考えておられるようです。将来ともにガソリン税をもっと増徴して、値上げをして、それでそれに依存しようという考えを持ってもらいたいけれども、私どもは、どこまでも一般財源として投入すべきであるという見解を持ってるんです。有料道路その他については、これは世界銀行の借入れ金でも何でも借金してもかまいません、一応有料道路というものの対しての認め方をわれわれ国民としてしておるんですから、しかし、一般財源として将来ともにどのくらいの規模のものを投入しようとするか、おそらく予算打衝の最後の段階では、そのようなことも話し合ったものだと思ふんです。その点はどうです。

○説明員(青鹿明司君) 四兆一千億の事業を執行いたします際に国庫の負担がどの程度になるかということでございますが、これは当然公共道路につきましても補助金あるいは有料道路についでの出資金が要るわけでございまして、まだ中身はきまっておられませんので正確に国費の負担額が幾らであるかという計算はいたしかねるわけでございますが、一応の過去の実績等から推

定いたしましたところでは、約一兆七千六百億というような計算をいたしておるわけであります。四兆一千億のうち一兆七千六百億が国費の負担であるという私どもの計算であります。それでちょっと申し上げておきますが、このうち財源の大宗は、やはり特定財源であるガソリン税の収入に依存せざるを得ないということでありまして、将来の税収がどの程度になるかというところは、ただいま主税局あるいは建設省、通産省その他、今後慎重に検討すべきだと存じますので、そのうち一般会計の負担が幾らになるかということとは、ちょっと計数的に申し上げにくいわけでございまして、ただ大勢的に考えますと、現行の二兆一千万の計画を策定いたします際に、一般財源とガソリン税との負担の割合が、全体を一〇〇としたとしますと、一般財源が八・二割くらいでございまして、それが三十八年から三十八年度までの実績を見ますと、これが約一〇〇強になっております。計画では八・一割の予定であったものが、実績では一〇〇割をややこえるくらいのものになっております。それで今度の五カ年計画でどうなるかでございますが、先ほど申しましたように、まだ計数ははっきり計算ができていないので申し上げかねるわけでございまして、一般財源の負担は、いままでの実績よりオーバarseざるを得ないのではないかとこのように考えております。それからその事実——その例証であるというわけではございませぬけれども、三十九年度の予算を編成いたします際に、揮発油税収の三十八年度対三十九年度の伸びは二・八割でございまして、一般財源のほう

は、前年度が三百六十億でありましたものを四百五十億と、二・五割増額いたしているわけでございまして、私どもとしても、この計画達成のために、今後とも相当な一般財源の負担をしてまいらなければならぬのではないかとこのように考えております。

たしましては、九百七十五万キロリットルになっております。

○田中一君 ガソリン税の免税されてる業種——使用業種といいますが、これはどんなものですか。

○説明員(青鹿明司君) 税制上の問題でございまして、私、詳細誤りなく申し上げますので、ただいま主税局の担当者をお待ち願いたいと思います。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○説明員(川村博太郎君) 現在ガソリン税を免税しておりますのは、石油化学工業原料としての消費、石油化学工業第二次製品の製造に直接供するため揮発油消費、それから航空機の燃料、ゴムの溶剤等、そういうものについての消費につきましては、ガソリン税を免税しております。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 そこで、社会の事情の変更によって、将来この五カ年計画を改定する場合、来年度五兆円に足りるというのでなくて、もう少し大きな規模のものを考えておるのじゃないかと思うのです。たとえば地方道のうちの幹線道路も全部整備するとか、そういうような問題も考慮されておりますか。

○説明員(川村博太郎君) 農林業用の消費数量につきましては、これは多分に推計が入っております。現在農林業用につきましては免税しております。で、自動耕うん機とか、そういう農用機械の台数及び一台当たりの消費数量、これを農林省の資料等に基づきまして、主税局で推計いたしました数字は、三十九年度の推計消費量といまして、三十三万一千キロリットルでございまして、これは農林業用でございまして、

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 そこで、社会の事情の変更によって、将来この五カ年計画を改定する場合、来年度五兆円に足りるというのでなくて、もう少し大きな規模のものを考えておるのじゃないかと思うのです。たとえば地方道のうちの幹線道路も全部整備するとか、そういうような問題も考慮されておりますか。

○田中一君 そうしますと、その数量は、税をかけたものと税をかけたていないものとの比率は、どうなるのですか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○説明員(川村博太郎君) 三十九年度の数量で申し上げますと、一応予算で見込んでおりますものは、需要見込み数量といたしましては、一千八百八十五万八千キロリットル、これが需要見込み数量でございまして、そのうち免税見込み数量といたしましては、八百八十五万五千キロリットル、差し引き九百九十七万三千キロリットルが課税数量でございまして、期間のズレがございまして、その調整をいたしまして、差し引きの年度内に収入となる課税標準数量とい

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○説明員(尾之内由紀夫君) 新五カ年計画としては、御承知のように、五兆円の規模のものを計画しておったわけであります。この規模は、昭和五十五年を目標といたします国土建設のビジョンに基づく、総額二十三兆八千億ぐらいの道路整備を頭に置いてつくったものでございまして、したがって

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

○田中一君 それじゃひとつ角度を変えて道路局長の尾之内さんに。道路局では、いま大蔵省が言っているように、明年あるいは明後年ガソリン税の税収並びに一般財源を投入することが可能になった場合には、新しく五カ年計画を立ててくれ、また、立てるといふように、また、立ててもよろしいという話し合いができておるといふ話は聞いておりますが、大体の腹案としては、道路局の希望としては、先般建設大臣から一応の要求額は聞いておりますけれども、事務当局としてはどういう考え方を持っておりますか。

くらいかということになりますと、近代化の道路は別にいたしまして、その程度の規模のものが必要と、こういうふうに考えております。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記起こして。

別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようございしますが、討論はないものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(北村暢君) 次に、公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○田中一君 大蔵省、自治省来ておりますね。

○委員長(北村暢君) 自治省より山本参事官が出席をしております。

○田中一君 公営住宅建設三カ年計画の実績表を見ますと、第一期の二十七年、二十八年、二十九年は、この法律の制定された年でありまして、一応十八万戸の計画が六九〇しか完全実施をしなかった。これは一応了解いたします。しかし、第二期から第四期までの実績を見ますと、ことごとく国会が承認した戸数よりは少ないのであります。これに対して、いままでは原因は何かという点を追及してまいりますと、予算が足りない、こういうことです。むろん法律には予算の許す範囲ということになっております。むろん予算の編成権は大蔵省が持っておりますからそういうことになっておりますけれども、これはわれわれはもう承服できないのです。大臣、政務次官等、行政官であります。同時に国民の代表であるはずであります。あなたたち自身が、こういう結果を見て、これをこのままでいいということにはならぬと思うのです。ことに先般やめた早川自治大臣は、地方公共団体に対して非常に多くの住宅政策を促進させようという計画を持っておったので、たとえ国からの補助金がきても、地方公共団体において、自分のほうの財源上受け切れないものもありますし、その場合には、財源があるところへそれを振りかえて一応完成はしておるのです。その原因といたしましては、どこにあるかということを考えますと、そういう地方自治体の財政

事情によるものじゃないかと考えたのですが、そうじゃない、どこまでもこれは大蔵省が予算をくれないのだという結論に、従来というか、前回までの質疑の結果、そのようになっております。それで大蔵省は、これに対する第五期三カ年計画については、完全に二十万戸というものを建設し得る予算を計上するという点についての確約を願いたいと思うのです。これは大蔵省の政務次官、ほんとうのこの約束を履行するという自信をもって答弁していただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤邦吉君) 過去におきましては、御質問の、御意見にありましたように、計画どおりいかない、そういう面があったことは、私も率直に認めておるわけでございまして、今後、昭和三十一年度から始まる三カ年二十万戸建設計画については、過去のこういう遺憾なことのないようにしなければならぬと、こういうふうに私も考えておるわけでございします。一応三十九年度の建設予定戸数の六万戸をベースとして考えますと、戸数面では一〇〇程度の伸び率で建設するということが必要であるのでございまして、戸数の面から申しますれば、過去の予算の伸び率から見てもさほど困難なものではない、かように考えております。

しかし、戸数を整備するだけでなしに、やはり住宅建設となりまして、その質を向上させるということも必要でございします。そういう面の財源も確保するということが必要になってこようかと思ひます。三十九年度から始まる二十万戸三カ年建設計

画というものにつきましては、財源の確保をはかりまして、私ども財政当局としては、必ずできると、また、できるようにしなければならぬと、こういうふうにかたく信じておることをお約束申し上げておきたいと思ひ次第でございます。

○田中一君 そこで、これに加えまして申し上げたいのは、規模の問題は、いま政務次官も言っておりましたが、今回提案されている承認事項として第五項に、「公営住宅は、良好な環境を確保するように、総合的な住宅団地計画に基づいて、その建設を図り、必要に応じて共同施設の建設をあわせて行なう」ということになっております。この「必要」というのは、建設をする側の必要度が直接の窓口になりますけれども、団地の居住者の必要ということに要求があるのだというように私は理解しておるわけです。したがって、この共同施設の建設も、当然これは戸数にはございせん。戸数以外の建設でありますけれども、これも御了解――御了解というか、いまの発言の中に含まれているのだというように理解してよろしくございしますね。

○政府委員(齋藤邦吉君) まあ住宅でございしますから、住む人の立場を考えますと、これは、私、当然だと思ひますので、お話のような点も法律上から含めると、こういうふうに解釈をいたします。

○田中一君 自治省に。私も住宅建設に非常に熱意を持っておる者として、いままでの公営住宅建設三カ年計画の経過を知っております。先ほど申し上げたように、地方自治団体の財政的理由によって一応建設省は、

建設計画を諸般の実情から見ても、何々市に何々の住宅を供給しようと、こういう申し入れをいたしましたとしても、自治団体の財政上の実情から見ても、とうてい受け切れないというような現状から、やむなく返還している事実がたくさんございします。その際に、むろん当該自治体の長である人が住宅政策に熱意があつた場合、自治省に対して足りないところを起債でまかないたいからといってあなたの方に申し出た場合には、必ずこれにこたえて地方債を認めるといふような心がまえがあるはずであります。いまの大臣は知りませんけれども、早川大臣は、強くそういうことを発言しておりますので、この点、ひとつ自治省の真剣な答弁としてこの点を明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(山本弘君) 公営住宅の建設につきましては、国のほうで予算がきまりまして、そして戸数がきまっておりますが、地方団体が事業主体といたしまして建設事業を行なうわけでございします。そのいわゆる地方団体の裏負担につきましては、地方債その他の財源ということになるわけでございします。せんが、この委員会で申し上げましたように、地方債の充当率も、今年度から若干上がつてもおりますし、自治省といたしまして、そういう住宅政策に対する前向きな姿勢で政府主体の住宅政策の全面的協力という意味から申しまして、国の予算が二十万戸分に見合う額として確保される限りにおきましては、地方債その他の財源を十分考慮いたしまして達成したい、かように存じております。

○田中一君 加えて建設省の補助金

が、実際の建設費と比較いたしますと非常に低額です。これに対する手当ても、地方自治団体ができない場合には考慮するという事を約束していただきたいと思います。

○政府委員(山本弘君) 御説のとおり、ただいまの補助単価その他につきましては、必ずしも実情に見合うものではございませんので、いわゆる超過負担という問題が生ずるわけでございます。そういう問題が生ずることによって地方財政を圧迫するという事で、地方団体が計画戸数の達成ができないということが絶対にないようないたい、かように存する次第でございます。

○田中一君 大体それでいいです。

○委員長(北村暢君) 速記とめて。

○委員(北村暢君) 速記とめて。

○委員長(北村暢君) 速記つけて。

○中尾辰義君 私は一言お伺いしておきたいと思うのですが、この七百八十八戸の建設の中で、三百万戸政府住宅にする、こうなっておるのですが、いままでは民間住宅はどのくらいできておるのですか。

○政府委員(前田光嘉君) 最近の数字を申し上げますと、昭和三十八年度は五十万戸と推定いたしております。昭和三十七年度は四十七万戸、昭和三十六年度は四十五万八千戸ということになっております。

○中尾辰義君 合計幾らですか。

○政府委員(前田光嘉君) 民間住宅の合計でございますが、百四十二万戸でございます。

○中尾辰義君 その中で、民間住宅の内訳ですね、自分の資金で持ち寄ったのもありましょし、貸し家を建てた

ものもありましょし、いろいろあると思いますが、その内訳は大體どのようになつておるのですか。

○政府委員(前田光嘉君) 詳細な数字は、申しわけありませんが、最近の数字で申し上げますと、持ち家——自己所有の住宅が四五〇、貸し家が四五〇、それから社宅等のいわゆる給与住宅が一〇〇という傾向でございます。

○中尾辰義君 いまの都会など、非常な安普請の壁一重で隣の音が聞こえるような住宅ができておりますが、貸し家…… ああいうのもいわゆるあなたの方のおっしゃるところの「一世帯一住宅」の中に入つてゐるのですか。

○政府委員(前田光嘉君) われわれのほうでは一定の基準を引きまして、いまお話のような非常に小さい住宅は勘定いたしておりません。基準といたしましては、世帯において変わります。普通、普通の世帯、四大家族ですと、十二畳以上の住宅、こういうふうに入つては計算いたしております。

○中尾辰義君 十二畳以上のものですか、そうすると。

○政府委員(前田光嘉君) 二大家族につきましては、九畳未満のものも入れておきます。二大家族ならば、九畳未満のものは住宅としない。四大家族でございますと、十二畳未満のものは住宅としないという計算でございます。

○中尾辰義君 そうすると、二大家族で九畳未満のものは住宅としない、こういうわけですか。

○政府委員(前田光嘉君) さようでございませう。

○田中一君 そうじゃないのだ。住宅としないうのじゃなくて、住宅の勘定に

はいつていないということだろう。

○政府委員(前田光嘉君) そういう意味でございます。

○中尾辰義君 そうすると、一人で四畳半とか、そういうものを借りておられますね、アパートなんかで。そういうのはどうなるのですか。

○政府委員(前田光嘉君) 住宅の実際建つておる状態は、いまお話のように各種さまざまでございますが、われわれが住宅の数を計算いたしますときには、そういう小さい規模のものは住宅としては計算をしていないのでございませう。

○中尾辰義君 だから、一人で四畳半を借りてゐるでしよう、アパートなんかの場合、そういうものは住宅の中に入つておるのか、入つていないのか、それを聞いておるのです。

○政府委員(前田光嘉君) 入つておりません。

○中尾辰義君 そうすると、さっきおっしゃつた二人で九畳未満のものは入つておらない、九畳以上のものが入つておる、こういうことですか。

○政府委員(前田光嘉君) さようでございませう。

○委員(北村暢君) 別に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論にはいりませう。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

なお、附帯決議は、討論中にお述べ

を願ひます。

○田中一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議案となつております公営住宅の三カ年計画の承認案件に対しては、附帯決議を付して賛成するものでございませう。

過去四期の計画を実績の面から見ても、はなはだ不十分のものがあつて、しかしながら、今回は、提案された内容につきましては二十万戸伸びております。しかし、戸数については、もうとうていわれわれ並びに国民が納得するものではございません。しかし、この中に、地域別の住宅需要に即応する、そして母子世帯、炭鉱離職者等特別の緊急の要求に対しても、これを配慮しよう、また、長い間議論してまいりましたところの不燃化の問題も、原則としては不燃、堅牢な構造とすることを規定してございませう。

同時に、団地計画の実施を大きく増大し、かつ、この団地の居住者の必要に応じてあらゆる共同施設をもあわせて建設する、従来、前四期とも議論になりました点が、ことごとく今回の提案の計画によつて解決されるのではないかと希望を持つものでございませう。しかし、何といつても戸数が足りない、同時に、いままでの実績が財政当局の不熱意によつて阻害されたという点から見ましても、今回の提案については、完全にこれを建設することを要求するものであります。

そこで、ここに各党の話合いの結果、代表いたしまして、附帯決議を付したいと思ひます。その案文は、

本法制定以来、四期にわたる公営住宅建設三カ年計画はいずれも達成されてゐない。

公営住宅は、国民の強く要求してゐるものであるから、第五期三カ年計画においては、政府は責任をもつて完全に達成すべきである。

右決議する。

以上附帯決議を付しまして賛成の意を表します。

○委員長(北村暢君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

公営住宅法第六案第三項の規定に基づき、承認を求めるの件を問題に供します。

本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よつて本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、討論中に述べられました田中君提出の附帯決議を議題といたします。

田中君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって田中君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、河野建設大臣より発言を求められておりますので、この際御発言を願います。河野建設大臣。

○国務大臣(河野一郎君) 政府といたしましては、附帯決議の御趣旨を了といたしまして、これらの達成に全責任を持って当たることを申し上げます。

○委員長(北村暢君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会

昭和三十九年四月八日印刷

昭和三十九年四月九日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局